

## 神栖市\_\_\_\_\_家庭教育学級運営委員会規約

## (目的)

第1条 この規約は、神栖市の委託を受け家庭教育学級の企画と円滑な運営を図るため、  
\_\_\_\_\_家庭教育学級運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

## (名称及び事務所)

第2条 本運営委員会は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

所在地 茨城県神栖市

## (事業)

第3条 本運営委員会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 家庭教育全般に関すること。
- (2) 学習の時間数は、20時間以上とする。
- (3) その他、本運営委員会の目的達成の為、必要な事業。

## (対象者)

第4条 本運営委員会はPTA会員又は保護者とし、人員を20人以上とする。

## (経費)

第5条 本運営委員会の経費は次のものをもって充てる。

- (1) 神栖市教育委員会文化スポーツ課からの委託金
- (2) その他の収入

## (会計年度)

第6条 本運営委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

## (役員)

第7条 本運営委員会に次の役員を置く。

委員長1名、副委員長1名、会計1名

## (選出、職務)

第8条 委員長および副委員長は、運営委員会において決定する。

- (1) 委員長は本運営委員会を代表し、全ての運営業務を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 会計は委員長が選出し、本運営委員会の会計一切を処理する。

## (任期)

第9条 本運営委員会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

## (会議)

第10条 会議は、委員長が招集する。

本運営委員会の規約は令和 年 月 日から施行する。